

## ILO/日本マルチバイ事業をより効果的に実施するための改善策について

指摘事項

- 1 ILO 本部との関係強化について
  - ① ILO 本部に対するメッセージ性を高めるべきである。日本のマルチバイの重点が本部からよく見えない。
- 2 マルチバイ事業の評価について
  - ① マルチバイのニーズの把握方法は適切か。
  - ② 過去、多数の事業を行っているが、その成果はどのようになっているのか。
  - ③ 事業評価方法はどのようになっているのか。日本から評価方法を指定すべきではないか。
- 3 マルチバイ事業方法について
  - ① ILO が実施内容の独自色を強めると、ILO の国際基準に則った事業展開となり、日本の経験を伝えるということは難しくなる。
  - ② マルチバイは、スタッフコストが高いなど、コストがかかる協力方法である。
- 4 日本国内における ILO マルチバイの位置づけについて
  - ① 日本国内に向けてのメッセージ性を高めるべきである。マルチバイの効果について宣伝をする必要がある。
  - ② グローバル化の中、アジア等の開発途上国の労働問題を安定化させることで、日本企業の雇用の安定にもつながる。労働特別会計から支出することは合理的。

改善策(案)

- 1 ILO 本部との技術協力に関する取り決め(メモランダム)の策定について
  - (1) 目的

ILO/日本マルチバイ事業の基本的枠組みを定め、事業に対するハイレベル(ILO 事務局長と我が国政治レベル)のコミットメントを明確にすることにより、ILO 本部及び国内関係者に対するマルチバイ事業の可視性を高めると共に、より効果的な事業の実施を図る。
  - (2) 内容
    - ① 目的:ディーセントワークアジェンダ、社会正義宣言(2008)年等との関連を

踏まえ、技術協力事業の主要分野を明示

- ② 拠出方法、年次協議の実施等について規定
- ③ 事業評価の方法について規定
- ④ 日本人職員採用に関するILOの努力について規定
- ⑤ 技術協力の成果について、日本からの援助であることの可視性(visibility)確保に関して規定

(3) 状況

6月総会における署名を目途にILO本部と調整中。

## 2 ILO/日本マルチバイ事業パネル展示について

(1) 目的

ILO本部、各国政府代表、労使代表に対して、これまでのマルチバイ事業実績等をわかりやすく広報することで、日本マルチバイ事業の認知を高める。

(2) 実施内容

マルチバイ事業に関するメモランダムの方針に合わせ、これまでの事業の内容に関するポスター展示を本年6月のILO総会会場において実施する。厚生労働大臣からのメッセージを寄稿する他、ハイレベルの参加者によるテープカット式典等を実施予定。

## 3 マルチバイ事業の評価の強化について

(1) 目的

マルチバイ事業の成果を客観的に把握するため、ILO本部の主導する結果重視アプローチ(Results-based Approach)を踏まえつつ、我が国政府による評価の強化を図る。

(2) 具体的取り組み

- ① プロジェクト実施要領(project document)(別添6-1参照)における、計画目標(immediate objectives)、指標(indicators)、検証方法(means of verification)の特定の徹底(別添6-2参照)
- ② 年次協議時の年次報告書評価での目標等の達成状況の評価の徹底及びILOの評価への関与(別添6-3, 6-4参照)

## 4 人件費等内部コスト削減のための取り組みについて

(1) 目的

予算の効率的活用のため、内部経費を極力削減し、援助対象国への支援内容の充実を図る。

(2) 具体的取り組み

- ① ILO 理事会での ILO 通常予算における人件費等内部経費削減の努力
- ② マルチバイ事業既存事業の拠出時における人件費等内部経費削減
- ③ 新規事業の立ち上げの際、通常予算専門家の活用の促進による技術協力予算内の専門家経費の削減

#### 6 ILO 本部主導による技術協力事業の改善への協力

- ① 結果重視アプローチ(Results-based Approach)の徹底  
3を参照。
- ② One-UN ポリシー(国連機関の連携の強化)の推進  
平成20年度より、労働安全衛生分野(ILO)と労働者の健康(WHO)について、ベトナム(One-UN モデル国)において、協働事業を開始。3年間の予定。
- ③ 技術協力事業の柔軟性の向上  
ROAP との予算の事前協議を十分に実施し、ROAP 管内のニーズを十分に把握した上で新規事業の予算要求を行う。

・ILO技術協力プロジェクト計画書には、以下の項目が記載される。

	項目	備考
1	Background and justification 事業背景	プロジェクトを実施するに至る背景、問題分析による重要性等
2	ILO capacity ILOの役割	ILOが事業実施するに当たり、事業期間内・予算範囲内で目標達成するために有利となる点等
3	Target group and partners 対象グループ及びパートナー	プロジェクトの裨益対象となる地域・グループ、国を選定。プロジェクト実施にあたり、協同可能な組織等
4	Strategy 事業実施戦略	目標達成の為の戦略を設定。
5	Logical framework 事業目標、活動内容、評価指標、懸念事項等	設定されたプロジェクト目標および活動内容について明記。それにより発生する成果とその指標を明らかにする。また、事業実施に当たって直面するであろう課題・問題、リスク等。
6	Development objective/Expected impact Link to ILO Decent Work Country Programme & Budget 発展的目的/ILOディーセント・ワーク・カントリー・プログラム及び予算にリンクした、期待される影響	プロジェクト実施によって期待される効果・影響など
7	National development context 国内開発との関連性	国レベル・国別開発枠組でのDWCPへの関連性
8	Immediate objective/Project outcome 事業成果・目標	プロジェクト終了後に期待される状況など
9	outputs and activities 活動内容	プロジェクトにて実施された活動を全て記載
10	Indicators 成果指標	プロジェクト目標ごとに、それぞれの達成度合いを測るために設定。定量的かつアウトカムを測定するものが望ましい。
11	Assumptions/Risks 予期される課題・リスク	プロジェクト実施およびパフォーマンスにに影響を与える可能性のある外部的要因
12	Prior obligations 優先義務	実施機関や受益組織などが、プロジェクト実施前に行うべき準備
13	Implementation plan 実施計画	実施時期、活動期間などを予定計画として構成
14	Institutional framework and management arrangements 役割分担と管理体制	プロジェクト実施に係る各々の機関、パートナー組織の役割、責任等
15	sustainability 事業終了後の持続性	予算措置後の受益国・地域による、自立的な活動継続の可能性等
16	Monitoring, reporting and evaluation モニタリング、評価報告	プロジェクト評価のタイプ、時期、頻度等
17	Inputs 資金、技術等提供者の情報とその提供内容	内部的および外部的投入を含む
18	Budget 事業予算見積	ILO(実施機関)の予定額

※出典 “ILO TECHNICAL COOPERATION MANUAL VERSION 1”

Project structure(プロジェクト構造)	Indicator(成果指標)	Means of Verification(検証方法)	Assumptions(予期される課題等)
Immediate objective (計画目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト終了時において、6000人の地方の若年男女が、国情に適合された新規ツール及び手法により、雇用および資金・起業のための労働市場サービスへのアクセスを増加する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6000人の若年男女が、キャリアガイダンス、雇用及び他の労働市場サービスへのアクセスが出来るようになる。</li> <li>・若年者(19~25歳)失業がプロジェクト終了時に5000人改善される。(2007年:90000人→2010年:85000人)</li> <li>・若年者によって事業起業に登録した数</li> <li>・対象地域における若年者が所得生成活動(income generating activities)を開始した数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗報告書(プログレス・レポート)</li> <li>・ステークホルダー相談の報告書</li> <li>・パートナー(implementing partner)の報告書</li> <li>・ソーシャルパートナー等からの報告書</li> <li>・統計局からの報告書</li> <li>・労働力調査</li> </ul>
Outputs (アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年企業家、使用者がより多くの若年者を雇用できるようになり、より多くの若年者の起業・自営意欲が向上する。また、ビジネス開発サービス及び中小企業クラスターからの支援が得られるようになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者により、新たに15の中小企業の起業がなされる。</li> <li>・現行のビジネス開発サービス提供者10カ所が、若年者への重点的な支援に意欲を持つようになる。</li> <li>・プロジェクト終了後に、若年者支援に適した5つのビジネス開発サービスが新たに5つ組織される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業登録記録</li> <li>・ビジネス開発サービス記録</li> <li>・トレース・スタディの報告書及び記録</li> </ul>
Activities (活動内容)	1. 若年男女に対し、起業・事業改善訓練をワークショップ等を通じて行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト終了時に、100人の若年男女が起業・事業訓練によって訓練される。</li> <li>・プロジェクト終了時に、15人の起業・事業訓練トレーナーが訓練される。</li> </ul>	
	2. ビジネス研修(Know about business)訓練が教育機関及びYouth Corpを通じて提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト終了時まで、1000人がこの訓練を受講する</li> </ul>	
	3. 地方組織(local authority)を選定し、起業・事業改善訓練及び女性起業ツールを使用している者に対し、アドバイスを提供させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト終了時まで100人の若年者が情報提供を受ける。</li> </ul>	
	4. ILO及びハンバントタ若年ビジネストラストからのキャンペーンビルディング提供を受けた2つの商工会議所が、メンターの訓練を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50人のメンターが選定され、指導・助言等に従事する。</li> </ul>	
	5. ILO及びハンバントタ若年ビジネストラストからのキャンペーンビルディング提供を受けた2つの商工会議所が、受講者の選定・登録をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・300人の受講者が商工会議所のメンターからの支援を受ける。</li> </ul>	
	6. アメリカ合衆国国際開発庁(USAID)の技術取得プログラム(ASAP)の地方への移行について提案する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合意を得る。</li> </ul>	
	7. アメリカ合衆国国際開発庁技術取得プログラムと協力し、1)ソフト面の技術、2)英語能力、3)情報コミュニケーション技術(ICT)、4)起業支援及び5)キャリアガイダンスを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20人が訓練される</li> </ul>	USAIDのASAPが利用可能になっている事。

Project structure (プロジェクト構造)	Indicator (成果指標)	Means of Verification (検証方法)	Assumptions (予期される課題等)	Achievements/Outcomes (成果)
<p>Immediate objective (計画目標)</p> <p>2. 政府が、送り出し国及び受け入れ国双方が、移民労働者の基本的権利を尊重し、雇用、経済成長及び開発に有益な一貫した移民労働政策及びプログラムを作成し、実施する。</p>	<p>・政策変更のための政策プログラムに対する積極的な提言</p> <p>・二国間合意の内容が改善される</p>	<p>・ポリシー・ステートメント</p> <p>・二国間合意の内容</p>	<p>・計画通り5年間実施されること</p> <p>・より良い移民労働管理のため、参加政府及びソーシャル・パートナーのILOとのパートナーシップ強化へ向けた政治的コミットメントが取られること。</p>	<p>・カンボジア首相の指示による、旅券発行手続経費の削減</p> <p>・タイ労働省が単年度登録政策を2年間に延長</p> <p>・タイ労働省が、メコン準地域からの非正規移民労働者の正規化を勧告</p> <p>・タイ労働省による、移民労働者雇用にかかる税徴収について研究が実施され、ILOがインプットを行った。</p>
<p>Outputs (アウトプット)</p> <p>2.1 国及び地方の意志決定者が移民労働者保護及び移民労働者管理強化に関して意識向上がされる。</p>	<p>・好事例、ILOの移民労働及び政策対話等にかかる任意多国間枠組に係るスタッフ訓練セミナーに関する報告書を作成</p>	<p>・セミナー報告書</p>		<p>・タイ労働省が移民タスクフォースを設置(2008年)、カンボジア労働・職業訓練省においても同様のものが設置される。(2007年)</p> <p>・タイ王国チョンパサク地区におけるラオス人の採用が、地域労働事務所による移民事前オリエンテーションにより改善される。地域労働社会保障事務所が職業訓練や自国雇用に係るプログラムを作成している。</p> <p>・タイ労働省が、ラオス、カンボジア、ミャンマーからの2年間の移民登録を適用。</p>
<p>2.2 より良い移民労働管理のための法令等への勧告。</p>	<p>・調査結果に基づいた、政労使政策対話に係る結論が出される。</p> <p>・ILOのアドバイザー・レポートが政府へ提出される。</p> <p>・行政及び法律改正について政府によるイニシアチブが取られる。</p>	<p>・政労使会議報告書</p> <p>・進捗報告書及び評価報告書</p>		<p>・タイ労働省が移民タスクフォースを設置(2008年)、カンボジア労働・職業訓練省においても同様のものが設置される。(2007年)</p> <p>・タイ労働省が移民労働者の新規登録(準正規登録化)について閣議へ提案を行った。</p>

<p>Immediate objective (計画目標)</p>	<p>3. 移民プロセスの良い統治のための政府、ソーシャル・パートナー及び特定対象グループの能力を向上させる。</p>	<p>・労使団体の移民担当部門が活動的になる。 ・移民に関する二国間協議会が設置される。</p>	<p>・モニタリング調査および評価ミッション ・事業進捗レポート</p>	<p>・計画通り5年間実施されること ・より良い移民労働管理のため、参加政府及びソーシャル・パートナーのILOとのパートナーシップ強化へ向けた政治的コミットメントが取られること。</p>	<p>・労働移民のモニタリングを行うための労働組合ネットワークが設立された。 ・労使団体が、移民労働に関する国内・国際フォーラムに参加するための知識を具備した。 ・行政官が国内・国際移民労働関係の案件について知識を得た。 ・政府により、省庁間チームが結成された。</p>
<p>Outputs (アウトプット)</p>	<p>3.1 政府の上級行政官及びソーシャル・パートナーが移民管理に係る好事例について知識を得る。</p>	<p>・トレーニング及び情報共有ワークショップに参加する行政官の数</p>	<p>・事業進捗レポート ・評価報告書</p>		<p>・パラリーガル(法令業務補助者)24人が訓練され、移民労働者のための法的手続準備の支援が可能になった。(チェンマイ、メーソート)加えて、伝達研修を実施可能になる ・チェンマイ(タイ)における15人のビルマ人移民労働者が、権利及び司法へのアクセスについて訓練された。 ・カンボジアの政29名が府行政官、労働者、使用者、及びステークホルダーが、移民政策・管理について訓練された。主要行政官(カンボジア労働職業訓練省)が、ASEAN会合などの国際フォーラムにおいて国を代表することが可能になった。</p>
	<p>3.2 外国人労働者国外雇用マネジメント及び管理のための、国家/地方プログラムのガイド/マニュアルを作成する。</p>	<p>・ガイド/マニュアルが利用可能になり、行政官の訓練に使用される。</p>	<p>・ガイド/マニュアル ・事業進捗レポートおよび評価報告書</p>		<p>・ラオス労働社会保障省が、特定地域において、雇用サービスが試験的に労働市場情報の主流化を行った。また、私営・国営企業採用組織を統治するための省令の起案プロセスを行っている。</p>
	<p>3.3 移民マネジメント・プロセスの管理改善の為にシステム及び手引きを施行する。</p>	<p>・システム改善が勧告される。 ・プロジェクト期間内に、新たな構造・管理手続が完成する。</p>	<p>・事業進捗レポート ・政府年次報告書</p>		<p>・本プロジェクトの支援により、東ジャワ地方における地方警察及び採用機関協会との間において、健全・合法的な移民労働者の配置が行われるための覚書(MOU)が、2009年11月に結ばれた。</p>

## ●ILO技術協力事業 評価について(仮訳)

	管理者 (Management)	評価者 (Evaluators)	不偏性 (Degree of Impartiality)	コスト (Cost to the ILO)
自己評価 (Self- evaluation)	ILO(プロジェクト・マ ネジメントを含む)	ILO(プロジェクト・マ ネジメントを含む)	低	低
内部評価 (Internal evaluation)	ILO(プロジェクト・マ ネジメントを含まな い)	ILO(プロジェクト・マ ネジメントを含まな い)	中	中
独立評価 (Independent evaluation)	ILO(プロジェクト・マ ネジメントを含まな い)	外部(リーダーシッ プ)およびILO(プロ ジェクト・マネジメン トを含まない)	中～高	高
外部評価 (External evaluation)	外部	外部	高	低

※出典 “ILO TECHNICAL COOPERATION MANUAL VERSION 1”

## ●ILO技術協力事業に必要とされる評価(仮訳)

種別 (Type of Project)	必要とされる評価 (Required evaluations)
実施期間が18ヶ月以下	プロジェクト終了後の最終評価(Final Evaluation)
実施期間が18ヶ月～30ヶ月の間	年次レビュー(Annual review)及び最終評価(Final Evaluation)
実施期間が30ヶ月以上	年次レビュー(Annual review)、中間報告(Interim evaluation)、最終評価(Final evaluation)
プロジェクト予算が50万USD以上	独立評価(Independent evaluation)を事業実施中に最低1回
第2フェーズへ移行するプロジェクト	新フェーズ移行前に独立評価(Independent evaluation)を実施

※出典 “ILO TECHNICAL COOPERATION MANUAL VERSION 1”

女性のための雇用とエンパワーメントプロジェクト(EEOW)  
(カンボジア・ベトナム) 最終報告(概要)

## (1) 対象国・地域

カンボジア・ベトナム

## (2) プロジェクト期間

2007年1月～2008年10月

## (3) 背景及び目的

EEOWは、女性の社会・経済的エンパワーメントを通じて貧困削減と労働における男女平等を促進するため、各国の取組に対し支援する。

## (5) プロジェクト目標

目標1：女性問題に配慮した政策・プログラムの計画・調整・実施・モニタリング・評価における中央・地方政府等の能力強化

目標2：性差別解消、雇用促進及び貧困削減に関する政策・プログラムの立案支援

目標3：プロジェクト・サイトにおける地域支援システムの強化及びその維持

## (6) 評価結果

## 〔ベトナム〕

目標1について：良好な設備環境と高い人材資源発達レベルにより、かなりの好結果が得られた。

目標2について：プロジェクトの能力開発活動により育成された基幹トレーナーの習得した技術を実践する場が設けられた。

目標3について：プロジェクト期間中において婦人会の会員数は増加した。

## 〔カンボジア〕

目標1について：ベトナムと比べ人的要因等により政府等の能力強化について達成度は低い。

目標2について：労働・職業訓練省により Gender Mainstreaming Action Plan を採択した。

目標3について：自助グループが男女平等や社会経済的権利拡大のための活動を行っているが、NGOの支援なしでは存続は困難である。

## (7) 教訓

目標1について：

- ・トレーニング終了後のフォローアップアンケートによる評価は有効である。
- ・能力開発活動は想定される参加者等にあわせて柔軟に計画されるべきである。 等

目標2について：

- ・中央・地方による村落単位の成功例の情報の収集・提供が重要である。
- ・計画対象地域を政府高官が訪問することは、政策立案の奨励等に効果的である。 等

目標3について：

- ・権利拡大のためには組織を強化・拡大することが重要である。 等